

第4期安曇野市障害者基本計画
第7期安曇野市障害福祉計画
第3期安曇野市障害児福祉計画
【概要版】

多様性を認め合い いつまでも安心して
地域で生活できる 共生のまちづくり

安曇野市

令和6年3月



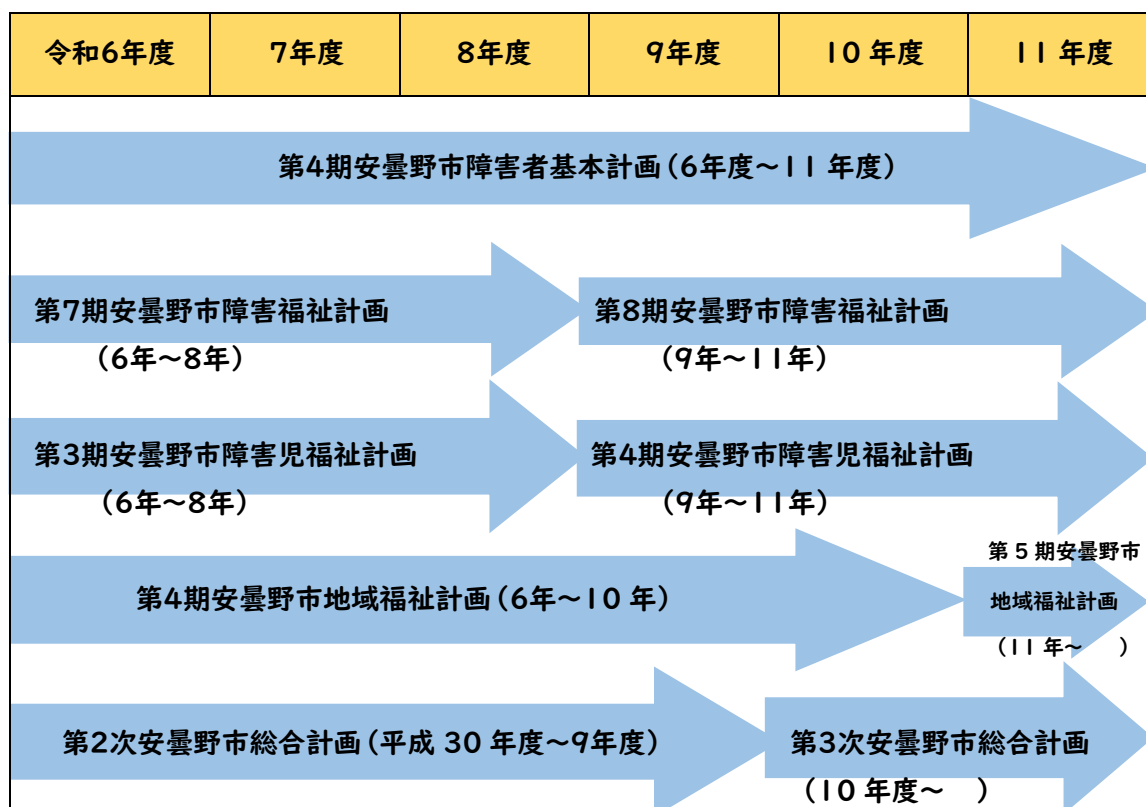
1 各計画の位置づけ

本市の障がい者福祉に関する現状と課題を踏まえ、障がいのある人もない人も互いに人格と個性を尊重し合って共に暮らせる豊かな社会の実現に向け、長期的な視点に立った新たな障がい者施策の基本的方向性と具体的な取り組みについて明らかにするため各計画を策定しました。

- 障害者基本計画・・・安曇野市における障害福祉施策の基本的な計画となるもの
- 障害福祉計画・・・障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保について示すもの
- 障害児福祉計画・・・障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保円滑な実施について示すもの

2 各計画の期間

- 障害者基本計画・・・令和6年度から11年度までの6年間
- 障害福祉計画・・・令和6年度から8年度までの3年間
- 障害児福祉計画・・・令和6年度から8年度までの3年間



3 障害者基本計画の基本理念

- 共生社会の実現に向け、障がい者が自らの決定に基づき、必要な支援を受けながら、その能力を最大限発揮できること
- 社会参加を制約する障壁を取り除いていくことで、安心して豊かな生活を送ることができる体制づくり
- 地域社会の対等な構成員として、社会参加等を通じてその責任を分担していくこと
- 持続可能で、多様性と包摂性のある環境づくりを進めること



多様性を認め合い いつまでも安心して地域で生活できる

共生のまちづくり

4 障害者基本計画の基本目標

基本目標1 多様性を尊重し、お互いを思いやり、ともに支えあう

「地域共生社会」の環境づくり

多くの交流活動を通じて障がいや障がいのある人に対する理解を促進するとともに、心のバリアフリー化やユニバーサルデザインを推進し、地域の人々すべてが、一人ひとりの個性や人格を尊重しあいながら、お互いを思いやり、ともに支え合う地域社会づくりを目指す。

基本目標2 地域で「安心」して自分らしく暮らし続けることができる

支援づくり

障がいのある人の悩みや要望、提案などの声を聞き、ニーズを的確に把握しながら、サービス提供主体の確保および質の向上を図るとともに、生涯を通じて一貫したきめ細かな支援ができるよう、関係機関および関係分野の総合的な連携のもとでの包括的な支援体制の充実および権利擁護の推進に努め、地域で安心して暮らしていくことのできる地域社会づくりを目指す。

基本目標3 社会活動への参加と生きがいに満ちた「豊かな」暮らしづくり

一人ひとりがその能力を伸ばし、発揮しながら地域社会の一員として貢献することができ、その人の意向に応じて積極的に社会参加することができる環境づくりを推進し、意欲と生きがいに満ち、心豊かに暮らしていくことのできる地域社会づくりを目指す。

5 障害者基本計画基本目標の実現に向けて

基本目標1 多様性を尊重し、お互いを思いやり、ともに支えあう「地域共生社会」の環境づくり

1 相互理解	主要施策 1-1 交流機会の創出
	主要施策 1-2 福祉教育の推進
	主要施策 1-3 理解促進の研修・啓発
2 生活環境	主要施策 2-1 ハード面のバリアフリー化
	主要施策 2-2 ソフト面のバリアフリー化
	主要施策 2-3 防災・防犯対策の充実

基本目標2 地域で「安心」して自分らしく暮らし続けることができる支援づくり

3 生活支援	主要施策 3-1 相談支援体制の強化
	主要施策 3-2 在宅生活支援の充実
	主要施策 3-3 権利擁護の推進
	主要施策 3-4 情報提供の充実
4 保健・医療	主要施策 4-1 健康の保持増進と早期支援
	主要施策 4-2 児童発達相談支援の充実
	主要施策 4-3 精神保健の推進

基本目標3 社会活動への参加と生きがいに満ちた「豊かな」暮らしづくり

5 教育・育成	主要施策 5-1 就学前保育・教育の充実
	主要施策 5-2 特別支援教育の推進
6 雇用・就労	主要施策 6-1 一般就労の促進
	主要施策 6-2 福祉的就労の場の確保
7 社会参加	主要施策 7-1 スポーツ・芸術文化活動の促進
	主要施策 7-2 意思疎通支援の充実
	主要施策 7-3 障害者団体の育成・支援

○ 主な取り組み

- ・「障害者差別解消法の」の周知と合理的配慮の提供の推進
令和6年4月1日より事業者の合理的配慮の義務化に合わせ取り組みを行う
- ・医療的ケア児や強度行動障害（児）への支援体制の強化の推進
障がい特性に合わせた支援体制の構築を図り、受け皿となる基盤整備の充実に努める
- ・意思疎通支援の充実
UDトーク等コミュニケーションツールの積極的活用
- ・自立支援協議会の充実
令和4年より市単独設置となった自立支援協議会の体制の充実

6 障害福祉計画・障害児福祉計画の基本的な視点

障害福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第88条第1項に基づき策定が義務付けられています。国の基本指針に即して、障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る数値目標（成果目標）、サービスの種類ごとに必要となる提供量等の見込み（活動指標）などを含む市の具体的な施策に関する計画です。

障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に基づき、障害福祉計画と一体のものとして策定します。国の基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る数値目標（成果目標）、各年度における指定障害児通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込み（活動指標）などを計画に盛り込みます。

(1) 自己決定の尊重と意思決定の支援

障がい者の自己決定を尊重し、その意思決定を支援するとともに、必要とするサービスその他の支援を提供し、自立と社会参加の実現を図る。

(2) 市を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施

市が中心の実施主体となり、地域の福祉資源を最大限に活用しながら、障がい種別によらない一元的なサービスを提供する。

(3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等に対応したサービスを提供するとともに、地域全体で生活を支える体制づくりを進める。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域の住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向けた取組を推進する。

(5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児のライフステージに沿って関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制づくりを進めるとともに、全ての児童が共に成長できるよう地域社会への参加を推進する。

(6) 障がい福祉人材の確保と定着

将来にわたって安定的にサービス等を提供し様々な事業を実施するために、担い手の確保と定着を図り専門性を高めるための研修や多職種間の連携を推進する。

(7) 障がい者の社会参加を支える取組の定着

障がい者の地域への社会参加を促進するために、多様なニーズを踏まえた支援と共に、文化・芸術活動や健康づくり、スポーツ等の分野を含めて地域で生き生きと安心して健康的に暮らすことのできる社会を目指す。

7 障害福祉・障害児福祉サービス等の成果目標

成果目標1 施設入所者の地域生活への移行

- ・地域生活への移行者数5人、施設入所者の削減数5人を目標とする。

成果目標2 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて支援体制を構築する。
- ・地域の共通課題の認識と解決策を検討する。

成果目標3 地域生活支援の充実

- ・松本圏域での地域生活支援拠点等整備事業と強度行動障害支援を推進する。

成果目標4 福祉施設から一般就労への移行等

- ・福祉就労から一般就労への移行者数16人を目標とする。

成果目標5 障害児支援の提供体制の整備

- ・医療的ケア児コーディネーターを配置し、支援体制の充実に努める。

成果目標6 相談支援体制の強化

- ・基幹相談支援センターを中心に地域基盤の開発や改善、人材支援を行う。

成果目標7 障害福祉サービス等の質の向上への取り組み

- ・障害者自立支援審査支払等システムの審査結果の共有体制を検討する。